

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団
保存樹等補助金交付要綱

令和5年4月1日制定
令和8年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市の民有地にある巨樹及び巨木を良好な状態で後世に引き継いでいくため、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「保存樹等」とは、岐阜市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する要綱（昭和63年3月25日改正）の規定に基づき、市長が指定した保存樹又は保存樹林をいう。

2 この要綱において「保存樹等の種類」とは、樹木、はん登性樹木、樹林及び生け垣をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、保存樹等を所有又は管理する個人若しくは法人であって、当該保存樹等の維持管理を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者となるのは、市長が保存樹等に指定した日の属する年度の翌年度以降とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、年度ごとに予算の範囲内において交付するものとし、補助金の種類ごとの補助限度額は2万5千円とする。

2 補助金の額の算定基準は別表のとおりとする。

3 前2項の規定にもかかわらず、保存樹等の維持管理に要する費用の額が前2項に満たないときは、当該費用の額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、保存樹等補助金交付申請書(様式第1号)を一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定により保存樹等補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めた場合には、保存樹等補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後、速やかに保存樹等補助金事業実績報告書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 理事長は、補助金の交付を受けた者の事業実績報告書が適正でないと認めた場合には、補助金交付決定通知を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

保存樹等補助金額算定基準

| 種 類 | 補助金額算定基準 | 金 額 |
|------------|---------------------------------|---------|
| 樹 木 | 同一敷地内の1本目の樹木 | 5,000円 |
| | (同一敷地内の2本目以降の樹木、1本につき右記金額を追加) | 3,000円 |
| はん登 性樹木 | 枝葉の面積が30平方メートル以上、50平方メートル未満 | 5,000円 |
| | 枝葉の面積が50平方メートル以上 | 8,000円 |
| 樹 林 | 樹林の面積が500平方メートル以上、1,000平方メートル未満 | 20,000円 |
| | 樹林の面積が1,000平方メートル以上 | 25,000円 |
| 生け垣 | 生け垣の長さが30メートル以上50メートル未満 | 5,000円 |
| | 生け垣の長さが50メートル以上 | 8,000円 |

様式第1号

年 月 日

(あて先)
一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団 理事長

住所又は所在地
氏名又は団体名及び代表者
電話 () -

保存樹等補助金交付申請書

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団保存樹等補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 指定番号 第 号 (樹木 本)
(樹林面積 m²)

2 交付申請額 円

3 事業計画

4 収支予算

単位:円

| 収 入 | | | 支 出 | | |
|-------|-------|-----|-----|-------|-----|
| 内 容 | 予 算 額 | 備 考 | 内 容 | 予 算 額 | 備 考 |
| 補助金 | | | | | |
| 自己負担金 | | | | | |
| 計 | | | 計 | | |

5 口座振込先

金融機関名 _____ (本店・_____支店)

預金種目 1. 普通 2. 当座

口座番号 _____

口座名義 _____

フリガナ _____

様式第2号

岐未ま（緑）第 号
年 月 日

様

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団
理事長

保存樹等補助金交付決定通知書

年 月 日付申請があった保存樹等補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 指定番号 第 号

2 金額 円

※ この補助金は、保存樹等の維持管理以外に支出しないでください。

※ 事業完了後、速やかに保存樹等補助金事業実績報告書（様式第3号）を提出してください。

様式第3号

年 月 日

(あて先)

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団 理事長

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者

電話 () -

保存樹等補助金事業実績報告書

保存樹等の保存について、事業を実施しましたので下記のとおり報告します。

記

1 指定番号 第 号

2 事業報告

3 収支決算

単位：円

| 収 入 | | | 支 出 | | |
|-------|-------|-----|-----|-------|-----|
| 内 容 | 決 算 額 | 備 考 | 内 容 | 決 算 額 | 備 考 |
| 補助金 | | | | | |
| 自己負担金 | | | | | |
| 計 | | | 計 | | |